

県南家畜衛生情報



今号の主な内容

- 肉用牛のヨーネ病検査について
- 注意！！豚丹毒の発生が散発しています！
- 新型インフルエンザから豚を守るために
- 鶏舎及び農場周辺の消毒と飼養衛生管理基準の遵守徹底を！
- みつばちへの動物用医薬品の使用は適切に

2009

第40号

平成21年9月30日

肉用牛のヨーネ病検査について

家畜伝染病予防法第5条に基づく肉用(繁殖)牛を対象としたヨーネ病検査は、平成20年度より開始され約1年半が経過しました。

関係機関・団体及び対象農場のご協力により検査は円滑に進んでおります。

また、これまでの患畜確認例ではその大半が感染早期の摘発と判断されています。

今後とも本検査に対するご理解とご協力をお願い致します。

1 検査の背景・目的

- (1)全国的に肉用牛のヨーネ病が増加傾向にあり、本県でも肉用繁殖牛の発症例が増加していたこと。
- (2)本病が発症で発見された場合はその産子や同居牛でまん延している事例が多く、発症前の早期発見が重要と判断されたこと。
- (3)検査の推進により、本病の撲滅を図ること。また、産地としての安全性を確保すること。

2 検査の進捗状況

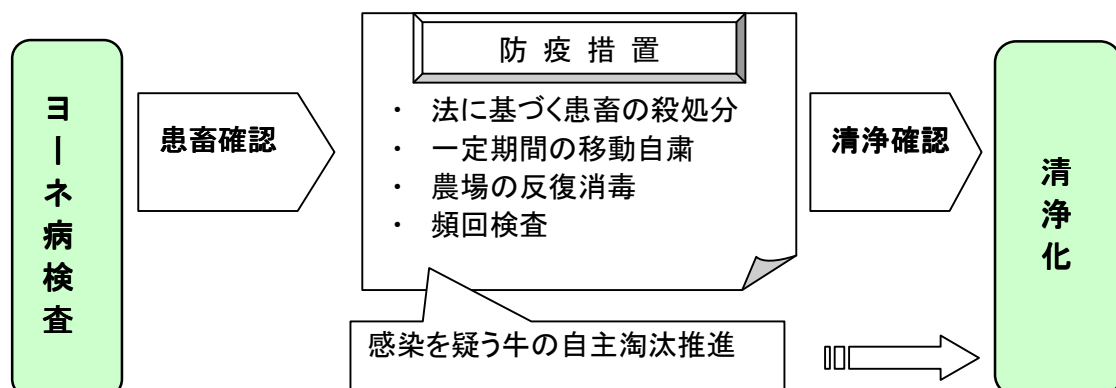
年度	実施市町	検査戸数	検査頭数	患畜確認状況
20	遠野市、釜石市、大槌町	735	3,567	5戸5頭
21(～9月末)	奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、平泉町	1,011	4,487	3戸3頭

3 検査で確認された患畜及び発生農場の状況

患畜の精密検査結果		移動自粛		継続発生	
病理、細菌ともに異常なし	3頭	なし※	2戸	なし	7戸
病変あり又は細菌陽性	4頭	解除	2戸	あり	1戸で2頭の続発あり
検査中	1頭	実施中	4戸		

※ 平成21年8月の県防疫要領改正により、患畜の精密検査で異常がなく、かつ同居牛の検査(血液抗体、ヨーニン反応、細菌検査)で全頭が陰性の場合には移動自粛なしとなりました。

<参考:発生農場の防疫対策>



注意！！豚丹毒の発生が散発しています！！

今年度、管内で豚丹毒の発生が増加しています。

豚丹毒は、豚丹毒菌の感染により発生し、家畜伝染病予防法により届出伝染病に指定されています。また、人獣共通伝染病として公衆衛生上も重要な疾病です。

発病すると・・・「肥育豚の半分以上突然死亡することがある」
と畜場で発見されると・・・「生体はと殺禁止、と体は全廃棄となる」

など、農場に与える被害は甚大です！

【症 状】

- 急性型 : 敗血症により 1～3 日で死亡する
- 亜急性型 : 発熱し、皮膚に菱形疹が現れる
- 慢性型 : 心内膜炎や関節炎を発症する…多くがと畜場で発見される



亜急性型の菱形疹…見つけたら獣医師へ相談！絶対に出荷しないで！！

【背 景】

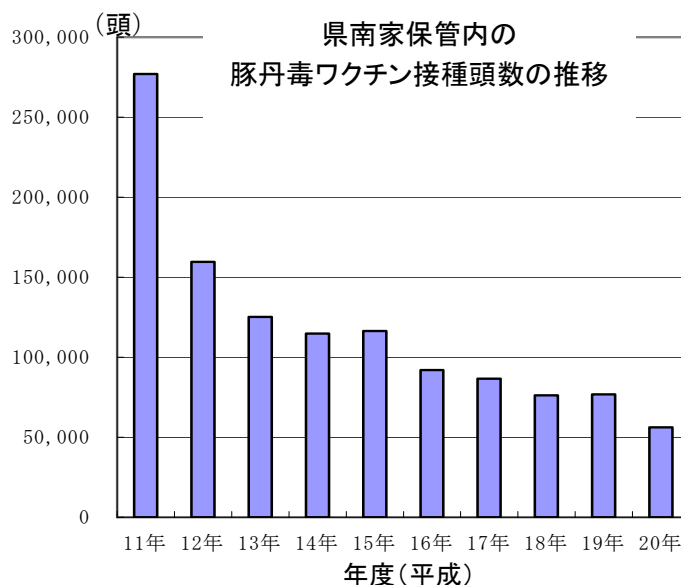
背景にワクチン接種率の低下が認められます。

豚コレラワクチンの中止後、豚丹毒ワクチン接種率は年々低下しています。

今年度の発病は全て、ワクチン未接種農場での事例でした。

【対 策】

本病の発生予防と安全な豚肉生産のため、養豚農場の皆さんには、次についてお願いします。



【 ワクチン接種の励行 】

本病の防止にはワクチン接種が有効です。
ペニシリン等の抗生物質による治療にも良く反応しますが、発病してからでは遅く、また、慢性型に対する効果は期待できません。
獣医師の指示のもと、ワクチン接種に努めましょう。

【 外部からの病原菌持ち込みを防止する 】

人・車両・カラス等により伝播されることが知られています。
靴底・車両の消毒、作業着・長靴の交換、防鳥対策など、飼養衛生管理基準の徹底により、侵入を防止しましょう。

【 豚舎消毒の徹底 】

豚丹毒菌は消毒や熱に弱い一方、環境に残りやすいといわれています。

- ① 水洗により糞や敷料等をできるだけとり除き、
- ② 良く乾燥させて、
- ③ 消毒を実施しましょう。

【 健康な家畜の出荷 】

と畜場へのお荷の際には、豚体をきれいにし、健康状態を確認のうえお荷しましょう。
異常が認められた際には、獣医師の診療を受け、と畜場へのお荷は絶対にやめてください！

新型インフルエンザから豚を守るために

今般、人での新型インフルエンザが流行の兆しを見せています。
また、海外では新型インフルエンザが人から豚に感染した事例が告されていることから、以下の対策を再確認し、飼育豚を本病から守りましょう。

- 飼養管理者は、マスク・専用の作業靴・作業着を着用し、入退場時の消毒を徹底する
- インフルエンザ様疾患の関係者は、農場に立入しないようにする
- 農場へ出入りする関係者の記録を行う
- 飼養衛生管理基準を徹底する



豚肉や豚肉加工品を食べることで、ヒトへの感染は報告されていません。
正しい情報で風評被害を無くしましょう！

鶏舎及び農場周辺の消毒と飼養衛生管理基準の遵守徹底を！ ～高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入防止のために～

昨年4月から5月にかけて、秋田県・青森県の十和田湖畔、北海道野付半島及びサロマ湖畔で発見された死亡白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、また、今年2月には愛知県のうずら飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生したことは記憶に新しいことと思います。

高病原性鳥インフルエンザは、原因ウイルスの鶏への感染によって起こります。農場へのウイルス侵入防止のため、鶏舎及び周辺の消毒と飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

また、鳥インフルエンザを疑う症状が見られた場合には直ちに家畜保健衛生所へご連絡ください。



図 鶏舎周囲の消毒(管内農場の例)

【消石灰散布量の目安】

- ・鶏舎の周辺及び農場外縁ともに 1m幅・1kg/m²が目安です。
- ・20kg 入り消石灰を使用する場合は 20m²となります。

みつばちへの動物用医薬品の使用は適切に



みつばちが使用対象動物であるふそ病の発症予防薬の“アピテン”、並びにバロア病の原因となるミツバチヘギタダニの感染防除薬である“アピスタン”及び“アピパール”は、薬事法により使用者が遵守すべき基準が定められている動物用医薬品です。そのため、不適切な使用によりはちみつ等に薬剤が残留する可能性がありますので用法・用量、使用禁止期間等に十分注意して使用しましょう。

適切な使用によりみつばちの健康を守るとともに安全なはちみつの生産をお願いします。

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988